

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要件について

指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定（更新を含む。）及び変更するときは、次の要件を満たしていることが必要です。

1 共通事項（病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者等）

- （1） 「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- （2） 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。

2 病院・診療所に関する事項

- （1） 担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。
- （2） 指定自立支援医療機関を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関の医師であること。
 - ① 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。
 - ② 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含む。

3 薬局に関する事項

- （1） 複数の医療機関からの処方箋を受け付けている保険薬局であること。
- （2） 十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。
- （3） 開局日から1か月以内に指定を受けたい場合は、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

4 指定訪問看護事業者等に関する事項

- （1） 「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。
- （2） （1）を行うために必要な職員を配置していること。